

## 車検整備に関する表示の実態調査について

平成17年5月24日  
公正取引委員会

最近の自動車整備業界においては、車検整備（継続検査、定期点検整備及びこれらに伴うその他の整備）に関する規制緩和の影響等により、整備工場の数が増加し、顧客獲得競争が激化している。また、車検整備について、料金の安さや作業時間の短さ等を強調する表示が多く見受けられるようになってきている。例えば、国民生活センターには、「車検サービス」に関する相談が年間数百件寄せられており、これらには、「事前の見積りより高額の料金を請求された」、「部品等の交換についての説明が十分になかった」などの相談が含まれている。また、車検整備に要する実際の料金や表示された料金で提供されるサービスの内容が分かりにくい表示も見られる。

このため、公正取引委員会は、一般消費者の適正な商品選択に資する観点から、車検整備に関する表示の実態調査を行い、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）上の考え方を整理することとした（別添参照）。

### 1 調査方法

- (1) 車検整備に関する表示物267点を収集し強調表示の態様を分析
- (2) 業界団体、車検整備事業者、消費者団体及び学識経験者からヒアリング調査

### 2 表示例

表示の態様	表示例
料金に関する表示	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 車検整備の料金の一部を抽出して強調した以下のような表示 「安心の低価格 6,800円（税込み7,140円）」と大きく記載した箇所の上に、同文字に比し小さな文字で「車検基本料金」と記載</li><li>・ 部品等の交換がある場合には、別途料金が必要である旨が記載されていない、又は、料金表から離れた箇所に小さく「整備が必要なときは技術料、部品代は別途になります。」等と表示</li></ul>
作業内容に関する表示	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 短時間作業を強調した「スピード25分車検」のような表示</li><li>・ 「車検基本料」、「予備検査料」等の項目の中に定期点検整備が含まれているか否かが明りょうでない表示</li><li>・ 継続検査の検査項目及び定期点検整備の法定項目でない下回り洗車が、セット料金に組み込まれている表示</li></ul>
整備をする事業者に関する表示	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 整備をする事業者が明りょうでない表示</li><li>・ 整備をする事業者は明りょうであるが、整備工場が認証工場なのか、指定工場なのかが明りょうでない表示</li></ul>

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部消費者取引課  
電話 03-3581-3375（直通）  
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

### 3 景品表示法上の考え方等

公正取引委員会が今回調査を行った車検整備に関する表示物267点のほとんどにおいて、一般消費者の安価志向、迅速志向等に対応して、これを訴求する様々な表示が行われている。

しかし、このような表示の中には、車検整備に要する料金の一部のみを抽出してこれを殊更強調しているにもかかわらず、表示された料金で提供される作業内容に定期点検整備が含まれているか否かが明りょうに記載されていないなど、表示された料金で提供するサービスの内容や追加の料金が発生する場合が明りょうに記載されていないもの等が存在し、一般消費者は、表示を比較することによって、車検整備事業者を選択することが難しい状況にある。

したがって、不当表示を未然に防止するとともに、一般消費者の適正な商品選択に資する観点から、車検整備事業者は、車検整備について、事実に基づき、表示された料金で提供される作業内容と、この料金に加えて追加の料金が発生する場合を明りょうに記載すること等により、消費者が表示に基づいて車検整備事業者を選択することができるよう、適切な表示を行う必要がある。

また、車検整備における表示の適正化を図るためには、事業者により、本件調査結果及び景品表示法上の考え方を踏まえ、公正競争規約の策定等を視野に入れた自主的な取組が行われることが望まれる。

### 4 今後の対応

#### (1) 不当表示への厳正な対処

公正取引委員会は、今後とも、車検整備に関する表示について監視を行うとともに、景品表示法に違反する事案に接した場合には、厳正に対処する。

#### (2) 事業者の自主的な表示適正化の取組への要望及び支援

調査の過程で、不適正な表示や一般消費者に分かりにくい表示がみられたことから、社団法人日本自動車整備振興会連合会に対し、今回示した景品表示法上の考え方を踏まえ、公正競争規約の策定を視野に入れて、傘下会員における表示の適正化に向けた取組を行うよう要望した。

また、当委員会は、事業者における表示の適正化を図るための自主的な取組について、必要な情報提供を行うなど積極的に支援していく。

## 車検整備に関する表示の実態調査について

### 第1 調査の背景・目的

最近の自動車整備業界においては、車検整備（継続検査、定期点検整備及びこれらに伴うその他の整備）に関する規制緩和の影響等により、整備工場の数が増加し、顧客獲得競争が激化している。また、車検整備について、料金の安さや作業時間の短さ等を強調する表示が多く見受けられるようになっている。例えば、国民生活センターには、「車検サービス」に関する相談が年間数百件寄せられており、これらには、「事前の見積りより高額の料金を請求された」、「部品等の交換についての説明が十分になかった」などの相談が含まれている。また、車検整備に要する実際の料金や表示された料金で提供されるサービスの内容が分かりにくい表示も見られる。

このため、公正取引委員会は、一般消費者の適正な商品選択に資する観点から、車検整備に関する表示の実態調査を行い、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）上の考え方を整理することとした。

### 第2 車検整備の制度

#### 1 車検整備とは

「車検」という用語は、一般的には、継続検査のみを指すこともあれば、これに加えて、定期点検整備及びこれらに伴うその他の整備も含めたものを指すこともあるなど、様々な意味で用いられているが、以下では、「車検整備」を「継続検査、定期点検整備及びこれらに伴うその他の整備」という意味で用いることとする。

#### (1) 継続検査

自動車を運行するためには、当該自動車について、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けなければならない（道路運送車両法第58条）。また、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う「継続検査」を受けなければならない（同法第62条）。この継続検査は、自動車の構造、装置等について、一定期間ごとに、自動車の安全面や公害防止面が、国土交通省令で定める保安上又は公害防止上の技術基準（保安基準）に適合しているかを、テスターや目視等によって検査するものである。例えば、自家用乗用自動車の場合、2年ごと（初回の継続検査は、新規検査から3年後）に継続検査を受ける必要がある（注）。この継続検査を受けないで自動車の運行を行った者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処される（同法第

108条)。

(注) 継続検査は、検査合格後2年間(自動車検査証の有効期間)の自動車の運行の安全性を国が保障するものではない。

## (2) 定期点検整備

自動車の使用者は、一定期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ、国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない(同法第48条)(注)。その結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、必要な整備を行うものである。例えば、自家用乗用自動車の場合には1年ごとにこの点検をすることとなっている。一般的に、この「点検」のことを「定期点検整備」と呼んでいる。定期点検整備は、道路運送車両法上、継続検査とは別のものであり、自動車の使用者に対して、一定期間ごとに自動車の故障の未然防止や性能の維持を図るため、一定の点検整備を義務付けたものであるが、これを怠った場合の罰則規定は定められていない。

(注) 点検項目には、1年ごとに行うものと2年ごとに行うものがあり、前者が26項目、後者が56項目(1年ごとに行う26項目を含む。)である。2年ごとに行うとされている定期点検整備(継続検査と同じ年に行うもの)については、継続検査前又は継続検査後に行うこととされている。

## 2 車検整備に要する料金

車検整備に要する料金は、次の項目から構成されている。

法定費用(自動車重量税, 自賠責保険料, 検査手数料) 継続検査に関する料金 定期点検整備に関する料金(部品等の交換がある場合に必要となる部品料, 技術料等を含む。)
---

例えば、指定工場(後記3参照)であれば、これら から の合計金額が、ユーザー車検を代行する事業者等で定期点検整備が含まれていない場合は、 と の合計金額が、車検整備に要する料金となる。

一般的に、事業者は、料金表の法定費用以外の項目名として、「検査代行手数料」、「検査機器使用料」、「車検基本料」等の様々な名称を使用している。

「検査代行手数料」は、通常、継続検査業務の手続を事業者が一般消費者に代わって行う料金、「検査機器使用料」は、通常、検査機器等を使用して基準に適合しているかどうかの確認を行う技術料のことであり、これらは、継続検査に関する料金である。

また、「車検基本料」とは、通常、定期点検整備で義務付けられている項

目の点検を行う技術料と、点検の結果、整備を必要とする箇所の整備を行う技術料のことであり、定期点検整備に関する料金である。また、点検の結果、部品、油脂の交換が必要となった場合には、更に部品、油脂の料金及びそれに伴う整備料金も要することとなる。

これらのほか、下回り洗車、代車貸出料、リサイクル料等が必要となることもある。

### 3 継続検査の受検方法

自動車の使用者が継続検査を受けるに当たっては、認証工場（注1）又は指定工場（注2）に依頼する方法と自動車の使用者自らが国の検査場等に持ち込み、受検する方法がある。

認証工場又は指定工場に依頼する方法では、通常、定期点検整備を行った上で、継続検査をすることになるが、継続検査について、認証工場では、国の検査場等に自動車を持ち込む必要があるのに対し、指定工場では、自社工場内で保安基準に適合しているかを確認できるため、国の検査場等に自動車を持ち込む必要がない（注3）。

自動車の使用者自らが受検する方法は、一般的には、「ユーザー車検」と呼ばれており、ユーザー車検を代行する事業者が存在する。

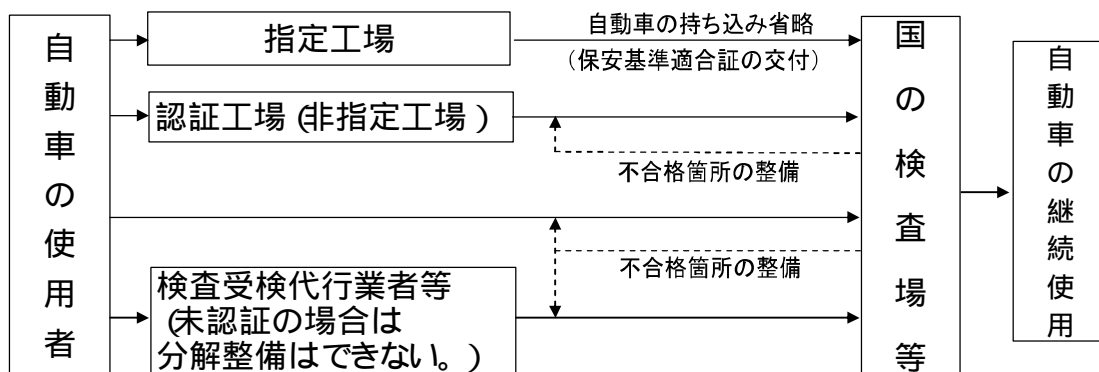
なお、認証工場又は指定工場で車検整備を行う事業者及びユーザー車検を代行する事業者等のことを以下「車検整備事業者」という。

（注1）道路運送車両法施行規則第3条に基づく分解整備を事業として行うには、地方運輸局長の認証を受けなければならない（道路運送車両法第78条第1項）が、認証工場とは、この認証を受けた整備工場のことをいう。

（注2）指定工場とは、認証工場のうち道路運送車両法第94条の2に基づく指定を受けた整備工場のことをいう。

（注3）認証工場と指定工場とでは、それぞれ認証又は指定を受ける基準が異なり、例えば、従業員について、認証工場では2人以上、指定工場では5人以上の配置が必要となっている。そのほか事業場の広さや作業機械の設備等についての基準も異なる。

#### < 継続検査の受検方法 >



### 第3 調査の方法

自動車については、大きさ、構造、原動機の種類等から様々な種別に分類されるが、そのうち一般消費者が使用することが多い自家用乗用自動車（普通自動車、小型自動車及び軽自動車を含み、二輪を除く。）に係る車検整備に関する表示の実態を調査した。

具体的な調査方法は、次のとおりである。

#### 1 表示物の収集・分析

平成16年7月から8月にかけて、公正取引委員会が委嘱する消費者モニター及び当委員会の職員により、全国の車検整備に関する新聞折り込みチラシ、ダイレクトメール、パンフレット等の収集を行った。このうち、重複するもの等を除いた267点の表示物について、内容を整理し分析した。

#### 2 ヒアリング調査

平成16年11月から平成17年4月にかけて、業界団体、車検整備事業者等から、表示の実態等に関してヒアリング調査を行うとともに、一般消費者の認識等について消費者団体からヒアリングを行った。

### 第4 車検整備の表示における訴求事項

本件調査において調査の対象とした新聞折り込みチラシ等における車検整備の表示における訴求事項としては、次のような表示がみられた。

表示における訴求事項	表示物数	比率(%)
1 料金に関する表示	143	53.6
料金の一部を抽出してこれを強調した表示	97	36.3
表示された料金に加え、部品等の交換がある場合には別途料金が発生するにもかかわらず、その旨が明りょうでない表示	82	30.7
2 作業内容に関する表示	213	79.8
短時間作業を強調する旨の表示	137	51.3
定期点検整備が含まれているかが明りょうでない表示	128	47.9
継続検査の検査項目及び定期点検整備の法定項目でない下回り洗車がセット料金に組み込まれている表示	35	13.1
3 整備をする事業者に関する表示	168	62.9
整備をする事業者が明りょうでない表示	122	45.7
整備をする事業者は明りょうであるが、整備工場が認証工場なのか、指定工場なのか明りょうでない表示	46	17.2

(注) 「表示における訴求事項」が2以上にわたるものが存在するため、「料金に関する表示」欄等各項目の数は、各項目の細項目における数の合計と、また、「表示物数」欄の数の合計は調査数267点と、いずれも一致しない。

## 第5 車検整備の表示の状況，景品表示法上の考え方等

上記第4で示した車検整備の表示の訴求事項ごとに，景品表示法上の考え方を以下の要領で整理した。

- ア 表示の状態及び表示の例
- イ 一般消費者が表示から受ける認識
- ウ 実際の料金又はサービスの内容
- エ 一般消費者に誤認されるおそれのある表示の例
- オ 一般消費者に対する適正な情報提供の観点から事業者が記載することが望ましい表示

### 1 料金に関する表示

車検整備料金に関する表示には，料金の一部を抽出してこれを強調した表示，表示された料金に加え，部品等の交換がある場合には別途料金が発生するにもかかわらず，その旨が明りょうでない表示がみられた。

#### (1) 表示の状態及び表示の例

調査対象の車検整備に関する表示物の36.3%において，車検整備の料金の一部を抽出してこれを強調した次のような表示がみられた。

- 車検整備に要する料金の一部を殊更大きく強調して以下のように記載し，部品等の交換がある場合に必要となる部品代，技術料等を除く料金を小さく又は広告の裏面に表示
- ・ 「安心の低価格 6,800円(税込み7,140円)」と大きく記載した箇所の上に，同文字に比し小さな文字で「車検基本料金」と記載
  - ・ 「なんと！ALL 13,000円」
  - ・ 「整備料金9,990円ポッキリ」
  - ・ 「これ以上いただきません！！ 9,500円+公的費用」

また，調査対象の車検整備に関する表示物の30.7%において，表示された料金に加え，部品等の交換がある場合には別途料金が発生するにもかかわらず，その旨が明りょうでない表示がみられた。

- ・ 部品等の交換がある場合には，別途料金が必要である旨が記載されていない，又は，料金表から離れた箇所に小さく「整備が必要なときは技術料，部品代は別途になります。」等と表示

#### (2) 一般消費者が表示から受ける認識

一般消費者は，車検整備に要する料金や作業内容の仕組みについて，必ずしも十分な知識を有していないと考えられることから，上記のような表示から，次のように認識すると思われる。

- ・ 車検整備の料金が表示された金額だけで済みそう
- ・ 車検整備の料金の総額が安くあがりそう

### (3) 実際の料金

車検整備に係る料金は、一般的には、法定費用（自動車重量税，自賠責保険料，検査手数料），継続検査に関する料金，定期点検整備に関する料金（部品等の交換がある場合に必要となる部品代，技術料等を含む）の合計金額である。

例えば，「整備料金 9,990 円ポッキリ」という表示は，通常，定期点検整備に関する料金のうち，部品等の交換がある場合に必要となる部品代，技術料等を除いたものを指しているが，当該金額は，車検整備に要する料金の一部にすぎず，車検整備に要する料金の総額は，部品等の交換がある場合に必要となる部品代，技術料等を除く料金を見ても，通常，この金額を上回る。

また，自動車の走行状態，管理状況等によって，部品等の交換の発生頻度は異なるが，通常，自動車の使用年数が長いほど部品等の交換発生率は高くなり，何らかの部品等の交換に要する料金が必要になることが多い。

### (4) 一般消費者に誤認されるおそれのある表示の例

上記(2)及び(3)から，次のような表示は，一般消費者に，実際のものよりも著しく有利であると誤認されるおそれがある。

#### 【一般消費者に誤認されるおそれのある表示】

- ・ 通常，複数の項目を合計したものになる車検整備に要する料金の一部を殊更強調し，又は「ALL 円」，「円ポッキリ」，「総額 円」等と記載しているにもかかわらず，部品等の交換がある場合に必要となる部品代，技術料等を除いた料金の総額の表示がない又はこれを裏面等に小さく記載するなど明りように記載していなかったり，部品等の交換がある場合には追加料金が発生する旨の表示がない又はこれを料金の表示から離れた箇所に小さく記載するなど明りように記載していないこと等により，あたかも表示された料金以外の料金がかからないかのような，又は車検整備に要する料金が格安であるかのような表示

### (5) 一般消費者に対する適正な情報提供の観点から事業者が記載することが望ましい表示

車検整備事業者は，一般消費者に対して適正な表示を行う観点から，次のような表示を行うことが望ましい。



【一般消費者に対する適正な情報提供の観点から望ましい表示】

- ・ 車検整備に要する料金のうち部品等の交換がある場合に必要となる部品代，技術料等を除いた料金の総額及びその内訳に加え，部品等の交換がある場合には，部品代，技術料等の追加料金が発生する旨及び主要な部品代，技術料等の額が明りょうに記載されている表示

## 2 作業内容に関する表示

作業内容に関する表示には，短時間作業を強調する旨の表示，定期点検整備が含まれているかが明りょうでない表示，継続検査の検査項目及び定期点検整備の法定項目でない下回り洗車がセット料金に組み込まれている表示がみられた。

### (1) 短時間作業を強調する旨の表示

#### ア 表示の状態及び表示の例

調査対象の車検整備に関する表示物の51.3%において，短時間作業を強調した次のような表示がみられた。

- ・ 「スピード25分車検」
- ・ 「受付から車検完了まで“わずか30分”」
- ・ 「1日車検」

#### イ 一般消費者が表示から受ける認識

一般消費者は，上記アのような短時間作業を強調した表示から，次のように認識すると思われる。

- ・ 車検整備の作業を速く行ってくれそう
- ・ 表示時間は，自動車の持込みから車検整備終了後の自動車の引渡しまでの時間を指していて，実際に，表示時間内で作業が終了しそう

#### ウ 実際のサービスの内容

自動車の年式，走行距離，整備状態によっては，部品等の交換が発生する場合があるなど，実際には，表示している時間で作業が終了しないこともある。また，車検整備を受ける前に，事前に一定の点検を行った場合のみ，表示された時間で終了する場合もある。

#### エ 一般消費者に誤認されるおそれのある表示の例

上記イ及びウから，次のような表示は，一般消費者に，実際のものよりも著しく優良であると誤認されるおそれがある。

【一般消費者に誤認されるおそれのある表示】

- ・ 自動車の持込みから車検整備終了後の自動車の引渡しまでの作業が、表示された時間内で終了しない場合があるにもかかわらず、どのような場合に当該時間内で作業が終了しないかなどについての記載をせず、当該時間を断定的に示すことにより、あたかもほぼ例外なく当該時間内で作業が終了するかのような表示

オ 一般消費者に対する適正な情報提供の観点から事業者が記載することが望ましい表示

車検整備事業者は、上記アのような表示を行う場合、一般消費者に対して適正な表示を行う観点から、次のような表示を行うことが望ましい。

【一般消費者に対する適正な情報提供の観点から望ましい表示】

- ・ 車検整備事業者が自動車を預かってから消費者に引き渡すまでの作業をほとんどの場合で終了しうる時間、及びその時間内で作業ができる場合、又は、できない場合がそれぞれどのようなものであるかを明りょうに記載した表示

(2) 定期点検整備が含まれているかが明りょうでない表示

ア 表示の状態及び表示の例

調査対象の車検整備に関する表示物の47.9%において、定期点検整備が含まれているかが明りょうでない表示がみられた。

- ・ 「車検基本料」、「予備検査料」等の項目の中に定期点検整備が含まれているか否かが明りょうでない表示

イ 一般消費者が表示から受ける認識

消費者の多くは、車検整備の作業内容として、継続検査の部分と定期点検整備の部分があることを十分には認識していないと考えられ、上記表示から、一般消費者は、次のように認識すると思われる。

- ・ 表示された料金で車検整備に必要なことはすべて行ってくれそう

ウ 実際のサービスの内容

指定工場が車検整備を受託する場合には、提供するサービスの中に定期点検整備が含まれている。しかし、ユーザー車検を代行する事業者の場合等には、提供するサービスの中に定期点検整備が含まれていないことがある。

エ 一般消費者に誤認されるおそれのある表示

上記イ及びウから、次のような表示は、一般消費者に、実際のもの

よりも著しく優良であると誤認されるおそれがある。

【一般消費者に誤認されるおそれのある表示】

- ・ 表示された料金で提供するサービスには定期点検整備が含まれていないにもかかわらず、その旨を明りょうに記載していないことにより、定期点検整備が含まれているかのような表示

オ 一般消費者に対する適正な情報提供の観点から事業者が記載することが望ましい表示

車検整備事業者は、上記アのような表示を行う場合、一般消費者に対して適正な表示を行う観点から、次のような表示を行うことが望ましい。

【一般消費者に対する適正な情報提供の観点から望ましい表示】

- ・ 表示された料金で行う作業内容に定期点検整備が含まれているか否かなど、表示された料金で提供するサービスの内容を明りょうに記載する表示

(3) 継続検査の検査項目及び定期点検整備の法定項目でない下回り洗車がセット料金に組み込まれている表示

ア 表示の状態及び表示の例

調査対象の車検整備に関する表示物の13.1%において、継続検査の検査項目及び定期点検整備の法定項目でない下回り洗車がセット料金に組み込まれている次のような表示がみられた。

- ・ 車検料金の内訳の1項目として、「下回り洗車」という項目がある表示

イ 一般消費者が表示から受ける認識

一般消費者は、上記アのような表示から、次のように認識すると思われる。

- ・ 下回り洗車も車検整備に必要な項目だろう

ウ 実際のサービスの内容

下回り洗車もセットで提供していることがあるが、下回り洗車は継続検査の検査項目及び定期点検整備の法定項目ではない。

エ 一般消費者に誤認されるおそれのある表示

上記イ及びウから、次のような表示は、一般消費者に、実際のものよりも著しく優良であると誤認されるおそれがある。

**【一般消費者に誤認されるおそれのある表示】**

- ・ 下回り洗車の作業は，継続検査の検査項目及び定期点検整備の法定項目でないにもかかわらず，そのことを明りょうに記載せず，更に，同作業の料金を他の法定項目とセットにして示すこと等により，あたかも同作業も法定項目であるかのような表示

オ 一般消費者に対する適正な情報提供の観点から事業者が記載することが望ましい表示

車検整備事業者は，上記アのような表示を行う場合，一般消費者に対して適正な表示を行う観点から，次のような表示を行うことが望ましい。

**【一般消費者に対する適正な情報提供の観点から望ましい表示】**

- ・ 継続検査の検査項目及び定期点検整備の法定項目でないもの（下回り洗車等）について，その旨が明りょうに記載されている表示

なお，車検整備事業者は，継続検査の検査項目及び定期点検整備の法定項目でないもの（下回り洗車等）については，一般消費者が任意に選択できる方法により，提供することが望ましい。

### 3 整備をする事業者に関する表示

車検整備事業者に関する表示について，整備をする事業者が明りょうでない表示，整備をする事業者は明りょうであるが，整備工場が認証工場なのか，指定工場なのかが明りょうでない表示がみられた。

(1) 表示の状態

調査対象の車検整備に関する表示物の45.7%において，整備をする事業者が明りょうでない表示が，また，17.2%において，整備をする事業者は明りょうであるが，整備工場が認証工場なのか，指定工場なのかが明りょうでない表示がみられた。

(2) 一般消費者が表示から受ける認識

一般消費者の多くは，車検整備事業者の整備工場に認証工場と指定工場の違いがあること等を十分には認識していないと考えられることから，一般消費者は，整備をする事業者が明りょうでない表示から，次のように認識すると思われる。

- ・ 自分が依頼した事業者が，自社の整備工場では車検整備作業をしてくれそう

(3) 実際のサービスの内容

事業者の中には，自社所有の工場で行わず，他社所有の整備工

場に作業を委託していることがある。また，認証工場では，国の検査場等に自動車を持ち込む必要があるのに対し，指定工場では，国の検査場等に自動車を持ち込む必要がないなどの違いがある。

(4) 一般消費者に誤認されるおそれのある表示

上記(2)及び(3)から，次のような表示は，一般消費者に，実際のものよりも著しく優良であると誤認されるおそれがある。

【一般消費者に誤認されるおそれのある表示】

- ・ 車検整備の依頼を受けた事業者が自ら整備をしないにもかかわらず，他社が整備をすることを明りょうに記載せず，更に，整備工場の写真を掲載すること等により，当該事業者が自ら整備作業をするかのような表示

(5) 一般消費者に対する適正な情報提供の観点から事業者が記載することが望ましい表示

車検整備事業者は，上記(1)のような表示を行う場合，一般消費者に対して適正な表示を行う観点から，次のような表示を行うことが望ましい。

【一般消費者に対する適正な情報提供の観点から望ましい表示】

- ・ 車検整備事業者が自己所有の工場で整備しない場合に，その旨又は実際に整備作業をする事業者が明りょうに記載されている表示
- ・ 車検整備事業者（整備工場）が認証工場なのか，指定工場なのか明りょうに記載されている表示

#### 4 その他の表示

調査対象の車検整備に関する表示物には，上記1から3の表示以外にも，「実際に支払う料金よりも高い価格を比較対照価格として併記した二重価格表示」，「他社の料金と自社の料金等を比較した表示」，「料金が地域 No. 1であることを強調した表示」，「料金の一部が0円であることを強調した表示」，「料金以外の事項に関する No. 1表示」，「表彰に関する表示」，「ISOに関する表示（注）」等が見受けられた。これらの表示についても，事実と反するなど一般消費者に誤認される場合には，不当表示に該当するおそれがある。

（注）例えば，「ISO14001認証取得」，「品質と環境、2つの国際規格 認証取得！ISO9001 & ISO14001国際規格Wダブル認証取得」等の表示

## 第6 まとめ

公正取引委員会が今回調査を行った車検整備に関する表示物267点の

ほとんどにおいて、一般消費者の安価志向、迅速志向等に対応して、これを訴求する様々な表示が行われている。また、本件調査に際して、当委員会は複数の事業者ヒアリング調査を行ったが、その際に、いくつかの事業者において、表示されている料金で提供される作業内容に定期点検整備が含まれているかが明りょうに記載されていないなどの不適切な表示がみられたことから、これらについて問題点の指摘を行った。

上記第5のとおり、車検整備に要する料金の一部のみを抽出してこれを殊更強調しているにもかかわらず、表示された料金で提供される作業内容に定期点検整備が含まれているか否かが明りょうに記載されていないなど、表示された料金で提供するサービスの内容や追加の料金が発生する場合は明りょうに記載されていないもの等が存在し、一般消費者は、表示を比較することによって、車検整備事業者を選択することが難しい状況にある。

したがって、不当表示を未然に防止するとともに、一般消費者の適正な商品選択に資する観点から、車検整備事業者は、車検整備について、事実に基づき、表示された料金で提供される作業内容と、この料金に加えて追加の料金が発生する場合は明りょうに記載すること等により、消費者が表示に基づいて車検整備事業者を選択することができるよう、適切な表示を行う必要がある。

また、車検整備における表示の適正化を図るためには、事業者により、本件調査結果及び景品表示法上の考え方を踏まえ、公正競争規約の策定等を視野に入れた自主的な取組が行われることが望まれる。

## **第7 今後の対応**

### **1 不当表示への厳正な対処**

公正取引委員会は、今後とも、車検整備に関する表示について監視を行うとともに、景品表示法に違反する事案に接した場合には、厳正に対処する。

### **2 事業者の自主的な表示適正化の取組への要望及び支援**

調査の過程で、不適正な表示や一般消費者に分かりにくい表示がみられたことから、社団法人日本自動車整備振興会連合会に対し、今回示した景品表示法上の考え方を踏まえ、公正競争規約の策定を視野に入れて、傘下会員における表示の適正化に向けた取組を行うよう要望した。

また、当委員会は、事業者における表示の適正化を図るための自主的な取組について、必要な情報提供を行うなど積極的に支援していく。

(参考)

## 自動車整備業界の現状

### 1 事業場の業態区分

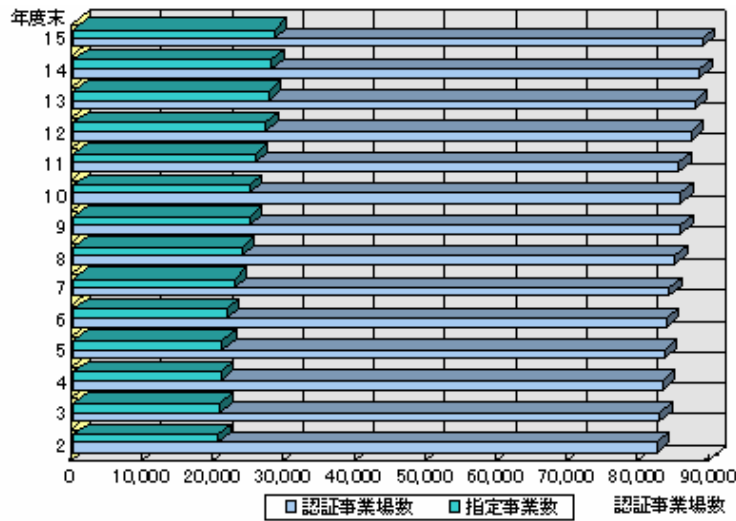
- (1) 専業：自動車整備の売上高が総売上高の50%を超える事業場（ディーラーを除く）
- (2) 兼業：兼業部門（自動車販売，部品用品販売，保険，石油販売等）の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場（ディーラーを除く）
- (3) ディーラー：自動車製造会社または国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場
- (4) 自家：主として，自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

### 2 総整備売上高 約6兆円

### 3 認証工場及び指定工場の事業場数

- (1) 認証事業場数：約9万事業場（うち，指定事業場が約3万事業場）
- (2) 認証工場及び指定工場の事業場数の推移

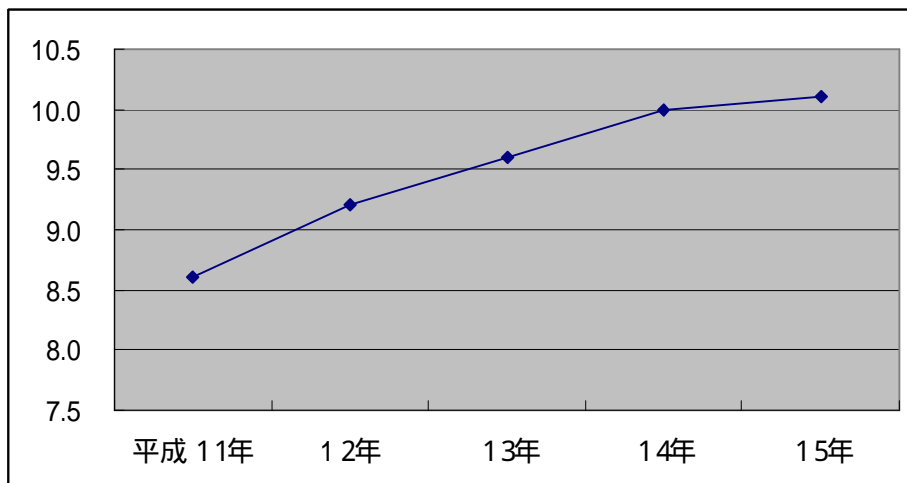
年度末	認証事業場数	指定事業場数
平成 2 年	82,250	20,235
平成 3 年	82,630	20,439
平成 4 年	82,919	20,522
平成 5 年	83,212	20,957
平成 6 年	83,418	21,486
平成 7 年	84,025	22,553
平成 8 年	84,740	23,662
平成 9 年	85,515	24,662
平成 10 年	86,219	25,586
平成 11 年	86,727	26,335
平成 12 年	87,076	26,927
平成 13 年	87,572	27,449
平成 14 年	88,161	27,847
平成 15 年	88,627	28,278



4 車検台数 約 3,000万台 / 年

5 ユーザー車検の割合の推移

継続検査に占めるユーザー車検の割合 (%)



出展： 3 (2)の上図については，社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを基に作成

3 (2)の下図については，社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページ

それ以外については，「平成16年版 自動車整備白書」社団法人日本自動車整備振興会連合会編を基に作成